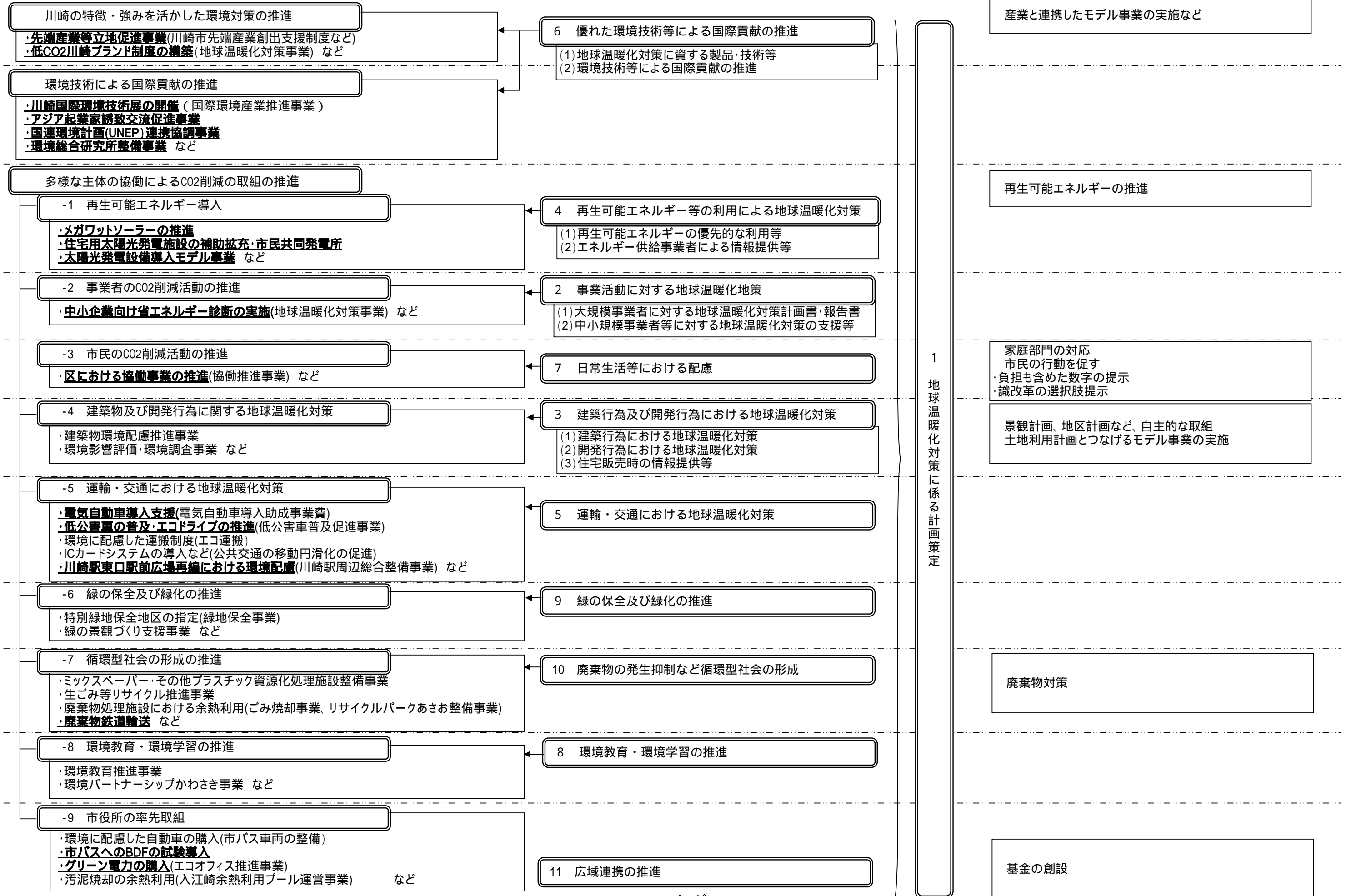


施策体系と取組イメージ

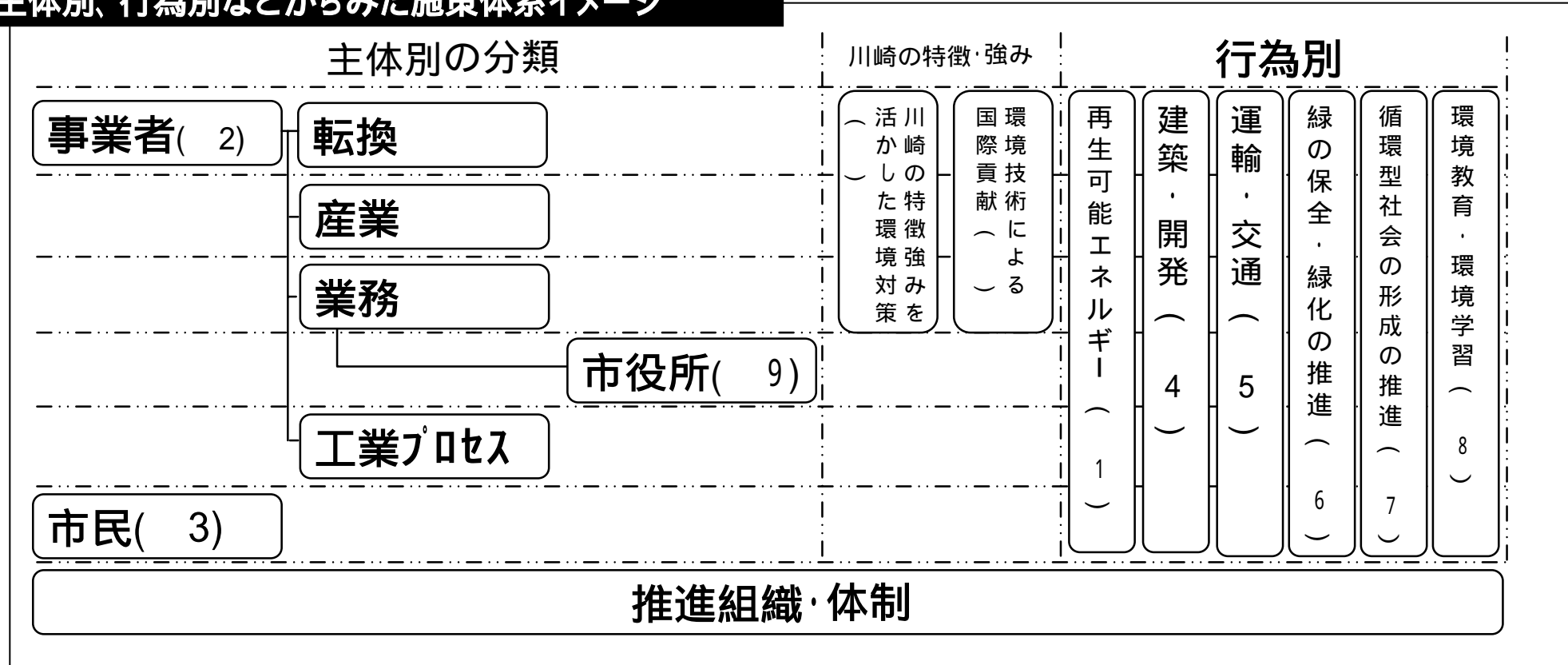
条例の基本的な考え方における施策との関連

第3回部会の主な意見



# 川崎市地球温暖化対策計画の施策体系イメージ No.2

## 主体別、行為別などからみた施策体系イメージ

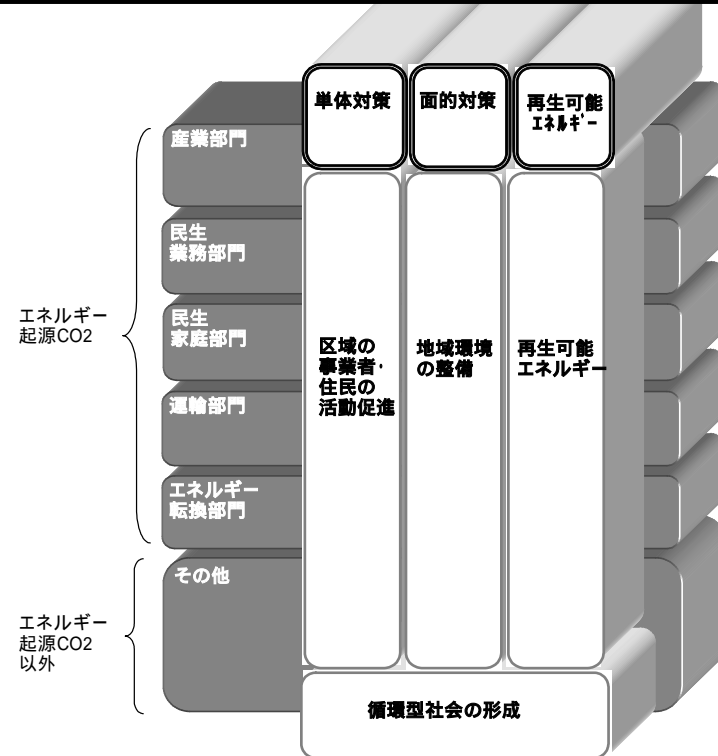


重複する部分については、具体的な事業を整理する上では、再掲するイメージ  
 例えば、大規模な太陽光発電施設の設置の場合、2の事業者の取組の中にも、川崎の特徴・強みを活かした環境対策にも、1の再生可能エネルギーにも含まれる

## (参考)既往計画における施策体系分類

・地球温暖化対策地域推進計画 主体:市民、事業者、学校、行政  
 分野:ライフスタイル、交通、緑、廃棄物、エネルギー

## (参考)温室効果ガス排出の各部門と義務的記載事項4項目の関係(マニュアル3-27)



## (参考)目標達成計画に定められた地方公共団体の基本的役割(抜粋 p20)

- 地域の特性に応じた対策の実施**  
 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう努める。  
 例えば、低炭素型のまちづくり、公共交通機関や自転車の利用促進、バイオマスエネルギー等の新エネルギー等の導入、地域住民に身近なごみ問題への取組など、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策に取り組む。
- 率先した取組の実施**  
 地方公共団体自身が率先的な取組を行うことにより地域の模範となることが求められる。このため、地球温暖化対策推進法に基づき、公立学校や公立病院も含め、地方公共団体の事務及び事業に関し実行計画を策定し、実施する。
- 地域住民等への情報提供と活動推進**  
 地域住民・企業へのきめ細やかな対応を実施するため、都道府県等の地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会が指定、委嘱、組織されている場合には、その活用を図りながら、教育、民間団体支援、先駆的取組の紹介、相談への対応を行うよう努める。

## (参考)京都議定書目標達成計画に定められた市町村の基本的役割(抜粋 p20)

特に、市区町村は、その区域の事業者や住民との地域における最も身近な公的セクターとして、地球温暖化対策地域協議会等と協力・協働し、地域の自然的社会的条件を分析し、主として、地域住民への教育・普及啓発、民間団体の活動の支援、地域資源をいかした新エネルギー等の導入のための調査・導入事業といった、より地域に密着した、地域の特性に応じた最も効果的な施策を、国や都道府県、地域の事業者等と連携して進めることが期待される。